

## 保育所委託費の経理について

### 1. 委託費の管理について

- ・委託費は税金を基にした公金であることから、公正かつ適正な運用が求められます。
- ※ 経理規程や給与規程等に基づく支出、現金出納帳及び金種表による現金管理、日々の仕訳や証憑の整理、月次試算表の作成等
- ・規程に基づかない支出や、帳簿が整理されておらず使途不明金が発生する等がないようにしてください。
- ・認可事業は、施設毎に銀行口座を用意する等、その他の事業とは会計区分を明確に分け、管理をしてください。
- ※法人本部や、他施設と共に共通の口座で管理することはできません。また、施設専用の口座がないと、委託費（給付費）の振り込みができませんのでご注意ください。
- ・会計は「4月始まり一翌年3月終わり」で処理してください。
- ※法人の決算期を変更する必要はありませんが、保育事業に係る会計は3月決算相当で処理していただく必要があります。

### 2. 委託費の使途について

- ・委託費の公定価格は、施設規模に応じた必要経費を上面するに足る金額として設定されています。保育事業は、営利事業ではなく福祉事業である性質上、委託費は当該施設において当該年度中の経費に使い切ることが原則となります。
- ※当期末支払資金残高（収支差額の累計）は、過度な保有が禁じられています。  
→ 254号通知3(2)「当期末支払資金残高は当該年度の委託費収入の30%以下とすること。」
- ・委託費の使途は原則として、当該施設の「人件費・管理費・事業費」に限定されており、認可事業以外の事業への流用や、認められている使途以外に充当することはできません。
- ・開園2年目以降は、一定の要件を満たすことにより、目的外使用や資産の積立など、委託費の弾力的な運用が可能となります。詳細は「5. 委託費の弾力運用について」を参照ください。
- ・上記の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものであり、本資料や委託費に係る国通知などに列記されている条件はもちろん、市が実施する施設監査、確認監査や巡回指導などにおける助言や指導に適切に対応していただくことが求められることにご留意ください。

### 3. 前期末支払資金残高の取扱い

- ・前期末支払資金残高（前年度までの収支差額）の取崩し・充当については、使途が定められています（具体的には254号通知3(1)、(2)、255号通知5等を参照）。
- ・前期末支払資金残高の取崩し、充当については、事前に市へ協議が必要です（緊急時や取崩し額が少額な場合は協議不要。社会福祉法人、学校法人が充当する場合は理事会の承認で可。）。

#### 4. 委託費の管理・運用について

##### (1) 委託費の管理・運用について

銀行、郵便局等への預貯金や国債などの安全確実かつ換金性の高い方法により行うこと。(254号通知4(1)、255号通知6)

※不適切な事例：株式投資、商品取引など元本保証のないもの

##### (2) 委託費の貸付けについて

委託費の同一法人内への貸付けについては、やむを得ない場合に、当該年度内に限つて認められています(254号通知4(2))。

#### 5. 委託費の弾力運用について

##### (1) 弾力運用の要件と使途範囲

委託費の使途は原則として、当該施設の「人件費・管理費・事業費」に限定されており、人件費は人件費に、管理費は管理費に、事業費は事業費に使用することとされていますが、開園2年目以降で一定の要件を満たすことにより、目的外使用や資産の積立など、委託費の弾力的な運用が可能となります。

段階	要件	使途範囲
第一段階	<p><u>以下、すべてに該当すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第45条第1項の基準を遵守している。</li> <li>・委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されている。</li> <li>・給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われている。</li> <li>・給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されている。</li> <li>・入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切である。</li> <li>・運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めている。</li> <li>・その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費、事業費、管理費の区分に関わらず、当該施設を運営する事業に係る人件費、事業費、管理費に充てることができる。</li> <li>・人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入資産への積立ができる。</li> </ul> <p>※積立をする際に市へ事前協議は不要。各積立資産を積立目的以外に使用する場合は、本市へ協議すること。</p>

第二段階	<p><u>第一段階の要件に加え、以下1つ以上に該当すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育事業の実施</li> <li>・一時預かり事業の実施</li> <li>・乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ</li> <li>・地域子育て支援拠点事業の実施</li> <li>・特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入れ</li> <li>・家庭支援推進保育事業の実施</li> <li>・休日保育加算の対象施設</li> <li>・病児保育事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の設置者が設置する保育所等に係る別表2(※1)に掲げる経費等に充てることができる(処遇改善等加算の基礎分相当の範囲内)</li> </ul> <p>(※1)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費</li> <li>2 保育所等の土地又は建物の賃借料</li> <li>3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む)の償還又は積立のための支出</li> <li>4 保育所等を経営する事業に係る租税公課</li> </ol>
第三段階	<p><u>第一・第二段階の要件に加え、以下すべてに該当すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園に関する財務諸表を園に備え付け、閲覧に供すること。</li> <li>・次のア又はイいずれかを実施していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。</li> <li>イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置し、苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。</li> </ul> </li> <li>・処遇改善等加算の賃金改善要件(キャリアパス要件含む。)のいずれも満たしていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一設置者が運営する子育て支援事業に係る別表3(※2)に掲げる経費及び社会福祉施設等に係る別表4(※3)に掲げる経費等に充てができる(処遇改善等加算の基礎分相当の範囲内)</li> <li>・同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5(※4)に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てができる(委託費の3ヶ月分に相当する額の範囲内)</li> </ul> <p>(※2)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費</li> <li>2 1の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出</li> </ol> <p>(※3)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費</li> <li>2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料</li> <li>3 以上の経費に係る借入金(利息部分含む。)の償還又は積立のための支出</li> <li>4 社会福祉施設等を経営する事業に</li> </ol>

		係る租税公課 (※4) 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、 環境の改善、土地の取得等に要する 経費 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分 含む。)の償還 4 保育所等を経営する事業に係る租 税公課
--	--	---

(2) 前期末支払資金残高の使用

ア 前期末支払資金残高の取崩し (254号通知3(1))

当該施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費 (255号通知5)について、前期末支払資金残高を取り崩すことができる。

条件 なし。

→ **事前に市への協議が必要です。**

※自然災害等止むを得ない事由による場合、取崩し額が事業活動収入(予算)の3%以下の場合は協議不要。

イ 前期末支払資金残高の充当 (254号通知3(2))

法人本部の運営に要する経費(当該保育所に関する業務に関する経費に限る)や法人が運営する他の事業の運営、施設整備費に充当することができる。

条件 第三段階までの要件を満たすこと(5(3))。

→ **事前に市への協議が必要です。**

※社会福祉法人、学校法人が充当する場合は理事会の承認で可。

(3) 弾力運用や前期末支払資金残高の使用について指摘される例

(例1) 前期末支払資金残高の使用について事前に市に協議をしていない。

⇒前期末支払資金残高を取崩し・充当する場合には、5(2)アに記載している通り、一部の場合を除き事前に市の承認を得る必要があります。

(例2) 弾力運用の条件を満たしていないのに弾力運用をしている。

⇒本部会計等から保育園会計に資金を戻入していただくこともあります。

(例3) 役員報酬を直接園から支出している。

⇒これらの経費を直接園から支出することはできません。前期末支払資金残高を本部経費に充当した上で、本部経費から支出することとなります。

※役員報酬規程が整備されていることが前提となります。

＜参考＞

【委託費の経理全般に関する通知】

- ① 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（254号）」
- ② 「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて（255号）」
- ③ 「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について（256号）」
- ④ 「令和6年度における私立保育所の運営に要する費用について」  
(こども家庭庁HP : <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>)

※①平成30年4月16日付けで、③は平成29年4月6日付けで改正。④は毎年度発出。

『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』（254号通知）

1 委託費の使途範囲

- (1) 人件費・管理費・事業費
- (2) 各区分を問わず、人件費、管理費、事業費に充当できる要件
- (3) 積立金の実施の要件
- (4) 処遇改善費加算（基礎分）を上限とした、弾力運用の要件及び使途
- (5) 委託費の3か月分を上限とした、弾力運用の要件及び使途 等
- (6) 統合された積立金の実施の要件

2 賃金改善要件分等の取扱い

3 前期末支払資金残高の取扱い

- (1) 前期末支払資金残高の取崩しの要件
- (2) 前期末支払資金残高の使途、及び保有限度

4 運営費の管理・運用

- (1) 管理・運用方法の原則
- (2) 抱点区分間の貸付の取扱い

5 運営費の経理に係る指導監督

6 措置費等の取扱い

7 平成26年度末時点において生じた繰越金等の取扱い

8 その他

※ 3(1)、(2)、積立金の目的外使用の実施を希望する場合は、必ず幼保支援課制度推進班  
（043-245-5977）に事前にご相談ください。

【経理処理全般について】

・法人種別に応じた経理処理を基本としていただきますが、保育事業の経理について、社会福祉法人会計に準じた処理を行っていただいても差支えありません。

- 「社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)」
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号）」
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号）」

改正後全文

府子本第254号  
雇児発0903第6号  
平成27年9月3日

[最終改正] 府子本第367号  
子発0416第3号  
平成30年4月16日

各 都道府県知事 殿

内閣府 子ども・子育て本部統括官

(印影印刷)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長

(印影印刷)

子ども・子育て支援法附則第6条の規定による  
私立保育所に対する委託費の経理等について

保育所の運営に要する費用については、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、これまでの児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に要する費用の支弁から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく費用の支弁が行われることとされたところである。

一方で、保育所における保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第24条第1項により、引き続き、市町村の実施義務が堅持されたところであり、これに基づき、私立保育所に対しては、子ども・子育て支援法においても、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この児童福祉法第24条第1項に由来する委託費については、その性格上、引き続き、一定の使途範囲を定めることとしており、今般、その運用について、下記のとおり

の取扱いを行うこととし、平成 27 年度分の委託費から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各私立保育所に対し、周知徹底方お願いする。

また、本通知に定める委託費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に応えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監査の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「5 委託費の経理に係る指導監督」について特に配意願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

## 記

### 1 委託費の使途範囲

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)附則第 6 条第 1 項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費(以下単に「委託費」という。)のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費(減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。)に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。

(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条第 1 項の基準が遵守されていること。

委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。

給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。

給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。

入所児童に係る保育が保育所保育指針(平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号)を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。

運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。

その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

(3)(1)に関わらず、委託費については、(2)のからまでに掲げる要件を満たす保育所にあっては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

　　人件費積立資産（人件費の類に属する経費にかかる積立資産）

　　修繕積立資産（建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立資産）

　　備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産）

　　なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求める、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

(4)(1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、(2)のからまでに掲げる要件を満たすものにあっては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、処遇改善等加算の基礎分（以下「改善基礎分」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等（保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること）に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとすること。

　　また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求める、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

(5)(4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記のからの要件を満たすものにあっては、当該事業を実施する会計年度において、改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。）に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。

また、当該会計年度において、委託費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（(4)の改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分（以下「改善要件分」という。）を除く。）まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。

「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号）に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表（以下「計算書等」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。

イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。以下同じ。）のいずれも満たしていること。

(6)(1)に関わらず、委託費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあっては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

#### 人件費積立資産

保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産）

なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に責職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて（平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」による、処遇改善等加算の賃金改善要件分及び処遇改善等加算については、職員の賃金改善に充てることとされているところであるが、当該通知の1の（2）のアの（ク）及び2の（2）のクにより、複数の施設を運営する事業者が、同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、上記1によらず、当該通知において定めるところによる。

また、当該通知において、「職員1人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。」とされている点にも留意すること。

なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「保育士確保プラン（平成27年1月14日公表（厚生労働省））」による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。

### 3 前期末支払資金残高の取扱い

(1)前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

(2)前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

#### 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費

同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費

同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費

(3)企業会計の基準による会計処理をおこなっている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。

#### 4 委託費の管理・運用

(1)委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。

(2)委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められること。

#### 5 委託費の経理に係る指導監督

委託費の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。

(1)設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもちろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 委託費の使途範囲」の(2) から までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。

(2)設置者から提出された計算書等が以下のいずれかに該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 委託費の使途範囲」の(2) から までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。

1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合

1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合

保育所に係る拠点区分から、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合

委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合(3)(2)の結果、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間で貴職が適當と認める間の改善基礎分全額について加算を停止すること。

なお、加算を停止した施設であっても、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、「1 委託費の使途範囲」の(2)のからまでに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定して、別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこと。

(4)入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には改善計画を徴する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。

これら入所児童の処遇等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、改善基礎分の管理費相当分若しくは人件費相当分又はその両者を減すること。ただし、遡及適用は行わないこと。

(5)入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。また、事案の内容に応じて、以上の措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。

この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第46条第1項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。

## 6 措置費等の取扱い

私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）が児童福祉法第24条第5項又は第6項に基づく措置に基づく費用（以下「措置費」という。）又は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特例施設型給付費の支弁を受けた場合には、当該特例施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担と合わせて、運営費に含めて本通知の適用を受けるものであること。

なお、私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）以外の施設・事業において措置費の支弁を受けた場合には、本通知における委託費の使途の取扱いの趣旨を踏まえて対応するよう要請すること。

## 7 平成26年度末時点において生じた繰越金等の取扱い

平成26年度末時点で私立保育所として運営していた施設で、平成27年度以降も引き続き私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）として運営する施設における平成26年度末時点の保育所運営費を財源とした各種積立資産及び支払資金残高については、平成27年度以降、本通知に基づく運用を行うこと。

## 8 その他

本通知中に示した使途等に係る取扱いは、委託費について適用されるものであり、委託費以外の収入については適用されないものであること。

なお、委託費以外の収入のうち、国庫補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等に示された要件の適用があるものであること。

## 別表 1

- 1 「延長保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める一時預かり事業  
ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること
- 3 乳児を 3 人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受け入れ
- 4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受け入れ
- 6 「家庭支援推進保育事業の実施について」（平成 25 年 5 月 16 日雇児発 0516 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 休日保育加算の対象施設
- 8 「病児保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

## 別表 2

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下 2 及び 3 において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表3

- 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。）
- 2 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

別表4

- 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

別表5

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表6

平成 年度収支計算分析表

収入		支出		差引過 不 足 額 ( - )
科目	金額(円)	科目	金額(円)	
1 委託費収入 (改善基礎分を除く。)		14 人件費支出 (1) 職員給料支出 (2) 職員賞与支出 (3) 非常勤職員給与支出 (4) 派遣職員費支出 (5) 退職給付支出 (6) 法定福利費支出		
(1) 人件費(改善基礎分を除く。)				
(2) 事業費				
(3) 管理費(改善基礎分を除く。)				
2 私的契約利用料収入				
3 その他の事業収入				
4 人件費積立資産取崩収入				
5 修繕積立資産取崩収入		15 事業費支出		
6 備品等購入積立資産取崩収入				
7 保育所施設・設備整備積立資				

産取崩収入	(1) 納食費支出 (2) 保健衛生費支出 (3) 保育材料費支出 (4) 水道光熱費支出 (5) 燃料費支出 (6) 消耗器具備品支出 (7) 保険料支出 (8) 貸借料支出 (9) 車両費支出 (10) 雑支出		
	16 事務費支出		
	(1) 福利厚生費支出 (2) 職員被服費支出 (3) 旅費交通費支出 (4) 研修研究費支出 (5) 事務消耗品費支出 (6) 印刷製本費支出 (7) 水道光熱費支出 (8) 燃料費支出 (9) 修繕費支出 (10) 通信運搬費支出 (11) 会議費支出 (12) 広報費支出 (13) 業務委託費支出 (14) 手数料支出 (15) 保険料支出 (16) 貸借料支出 (17) 保守料支出 (18) 雑支出		
	17 人件費積立資産支出 18 修繕積立資産支出 19 備品等購入積立資産支出 20 保育所施設・設備整備積立資産支出		
9 当期資金收支差額合計(欠損金)	21 当期資金收支差額合計		
1 から 9 までの小計	14 から 21 までの小計		

10 委託費収入のうち改善基礎分		22 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出	
11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入		23 土地・建物賃借料支出	
12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入		24 22 及び 23 の経費に係る借入金利息支出	
13 22 及び 23 の経費に係る積立資産取崩収入		25 22 及び 23 の経費に係る借入金償還支出	
		26 22 及び 23 の経費に係る積立資産支出	
		27 租税公課	
10 から 13 までの小計		22 から 27 までの小計	
合計		合計	

14 から 27 の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入欄に計上すること。

府子本第255号  
雇児保発0903第1号  
平成27年9月3日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部(局)長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

(印影印刷)

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて

本日、平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(以下「経理等通知」という。)が施行されたところであるが、この取扱いについては、次の事項に留意されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月30日児発第12号厚生省児童家庭局保育課長通知「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

## 記

- 1 経理等通知の前文において「適切な施設運営が確保されている」とは、施設の運営状況について、経理等通知の1の(2)の から までに掲げる要件すべてが満たされていることをいうこと。

2 経理等通知の1の(2)において「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を経営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号)に定める別紙1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」中、別添3の資金収支計算書勘定科目において事業活動による支出に設けられている科目のうち、経理等通知別表6の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。

3 経理等通知の1の(2)の「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。

- (1)正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
- (2)施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。
- (3)初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
- (4)一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
- (5)各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。

4 新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、概ね1年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、経理等通知の1の(4)から(6)までに関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取扱いが認められること。

5 経理等通知の1の(3)及び(4)並びに3の(1)に関して、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、使途範囲がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費又は同通知1の(4)による別表2に係る経費等であれば、取崩しを認めて差し支えないこと。「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が考えられること。

- (1)人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
- (2)建物の修繕、模様替え等
- (3)建物附屬設備の更新
- (4)省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備
- (5)花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等
- (6)登所バス等の購入、修理等

なお、経理等通知1の(6)に関して、目的以外に使用する場合とは、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。)の新築又

は増改築に係る経費（土地取得費を含む。）に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られるものであること。

- 6 経理等通知の4の(1)における「安全確実でかつ換金性の高い方法」として、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められること。
- 7 経理等通知の別表2において「保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、保育所等の建物（保育所等を経営する事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。また、）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や保育所等以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 8 経理等通知の別表3において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物（子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善や土地の取得を指し、子育て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 9 経理等通知により委託費の使途等の取扱いが改められたことに伴い、施設設置法人への寄付を前提に幹部職員の給与額を設定して当該幹部職員がその一部を当該法人に寄付することにより施設整備等に係る借入金の償還を進めるといった事例があった場合にはこれが速やかに解消されるよう、指導等において配慮すること。

改正後全文

府子本第256号  
雇児保発0903第2号  
平成27年9月3日

[最終改正]

府子本第228号  
雇児保発0406第1号  
平成29年4月6日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

（印影印刷）

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について

子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号、雇児保発0903第6号）及び「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号）等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり問答を取りまとめたので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所にして周知徹底を図られるよう、お願い申し上げる。

なお、本通知の施行に伴い、平成12年6月16日児発第21号厚生省児童家庭局保育課長通知「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
委託費	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費

経理等通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発第0727第1号、老発0727第1号通知）
運用指針	「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発第0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号通知）別紙1
雇児発第0312001号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号通知）
改善基礎分	処遇改善等加算の基礎分
経理等取扱通知	「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号）

(問1) 経理等通知を適用するためには、新会計基準に基づく経理処理を行わなければならないのか。

(答)

委託費の経理処理に当たっては、保育所を経営するそれぞれの法人種別に応じた会計処理を行うことになり、社会福祉法人が経営する保育所の経理処理に当たっては、平成27年4月1日より新会計基準により処理することとなる。

また、個人立など公的な会計基準のない施設においては、新会計基準により処理することが基本となる。

(問2) 経理等通知の1(3)に関して、人件費積立資産、修繕費積立資産及び備品等購入積立資産についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答)

これら三種の積立資産について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額合計が当該施設に係る拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）の事業活動収入の5%を上回る場合は、経理等通知の5(2)④により、収計算分析表の提出を要することとなる。

(問3) 経理等通知の1(4)及び別表2に関して、同通知の5(3)の規定により、改善基礎分の加算停止となっている場合にも、経理等通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。

(答)

経理等通知の5(3)のなお書きに規定するとおり、経理等通知の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。

(問4) 経理等通知の1(4)及び別表2に関して、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきましたが、従来どおりこれを行ってよいか。

(答)

経理等通知においては、一定の範囲での充当先は同一の設置者が設置する保育所等及び同一設置者が実施する子育て支援事業に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

(問5) 経理等通知に「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。

(答)

経理等通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれ得る。

(問6) 経理等通知に「土地又は建物の賃借料」とあるが、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

(答)

従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与とすることが望ましい。

(問7) 経理等通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答)

平成11年度以前の借入金に係る平成12年度以降の償還金に対して、充当することは可能である。

(問8) 経理等通知の保育所施設・設備整備積立預金の経理上の取扱いはどのようになるのか。

(答)

- 1 保育所については、各施設ごとに積立金・積立資産の累計額が把握できるよう、それぞれの拠点区分ごとに各積立金・積立資産の累計額に係る明細表を作成（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、摘要欄にサービス区分名を記載すること。）することとされている（運用指針19(1)）。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分において積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立（資産）金累計額として明細表を作成することとなる。
- 2 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る拠点区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該拠点区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。
- 3 「保育所施設・設備整備積立資産」の各保育所の拠点区分ごとの積立金累計額は一義的には、当該拠点区分に係る保育所の増改築に充てることを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所等の増改築又は創設に充てようとする場合には、
  - ① 経理等通知の1(4)により、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合
  - ② 経理等通知の1(6)により事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）において承認された場合当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所等の拠点区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。

- 4 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る拠点区分を設け、当該拠点区分に「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。
- 5 なお、保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、都道府県知事（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。

（問9） 経理等通知の別表2等における租税公課とは具体的には何を指すのか。

（答）

保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。

（問10） 経理等通知の1(5)に関して「同一の設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。

（答）

子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域・子ども・子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業をいい、例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。

子育て支援事業に該当するかどうかについては、国の補助を受けて実施している事業に限るものではなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名で呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。

したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。

（問11） 経理等通知の1(5)の②アに関して、第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。

（答）

- 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。

このため、原則として局長通知の1(5)の②の通知（「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号））で示す指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。

- 2 第三者評価の結果の公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問12) 経理等通知の1(5)の②イに関して、「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのように行うか。

(答)

- 1 入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、隨時、入所者等からの苦情を受け付けていること。
- 2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。
- 3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問13) 経理等通知の2(1)及び3(2)に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答)

前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。なお、「事務費支出」には、会計監査人の設置に要する費用を含めて差し支えない。

また、役員報酬については対象経費として差し支えないが、役員報酬規定等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであること。

(問 14) 経理等通知の 4(2)に関して、「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状況をいうのか。

(答)

具体的には、次のような事例が考えられる。

- 1 当該法人内の他の施設拠点区分において補助金収入（措置費及び委託費を含む。）の遅れ等により、資金不足が生じた場合
- 2 当該法人内の施設拠点区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
- 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合  
なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

(問 15) 経理等通知の 4(2)に関して、本部拠点区分への貸付の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答)

委託費等の同一法人内における貸付のうち、本部拠点区分に対しての貸付について、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも社会福祉事業、公益事業又は収益事業に関する経費に限り認められるものであること。

(問 16) 経理等通知の 5(3)に関して、事業年度の翌年度に使途範囲に定める以外の支出等が判明した場合の改善基礎分の加算停止は、使途範囲に定める以外の支出等があつた年度における改善基礎分を加算停止するのか。それとも判明した年度における改善基礎分を加算停止するのか。

(答)

経理等通知の 5(3)に基づく改善基礎分の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成 12 年度の財務諸表を平成 13 年度に確認した結果、使途範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成 13 年の 4 月から平成 14 年 3 月までの改善基礎分加算を停止することとなる。

また、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、同通知の 5(4)に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であつて必要と認められる期間、改善基礎分の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。

(問 17) 経理等通知の 6 に関して、運用収入の取扱い如何。

(答)

運用収入については制限を設けていない。

(問 18) 経理等通知の 1 (4)、(5) 及び別表 2 について、「保育所等の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答)

保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所等において、保育所等周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所等として駐車場の賃借が必要となった場合には、経理等通知の別表 2 の「保育所等の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の 1 の(4)及び(5)により、支出が可能である。

(問 19) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に委託費を充てることは可能か。

(答)

登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、都道府県、市町村において使用目的、使用度などの判断を十分加えた上で、備品等購入積立資産及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えない。

なお、登所に用いるバスやワゴンについては、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」（平成 8 年 6 月 28 日児保第 12 号）の第 1 の問 10 及び 11 に定めるところである。

(問 20) 経理等通知 3(2)の当期末支払資金残高について、「当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすること。」とは、どういうことか。

(答)

「当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすること。」とは、A 年度決算時に計上されている当期末支払資金残高について、当該施設が A 年度に受け入れた委託費収入の 30%以下であることをいう。

(問 21) 経理等通知 3(2)について、当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30%を超える場合の取扱い如何。

(答)

当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、委託費収入の 30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算を停止すること。

(問 22) 特例施設型給付費の支弁を受けた場合における経理等通知の 1(4)(5)の「改善基礎分相当額」、1(5)の「委託費の 3ヶ月分に相当する額」の算定はどのようになるのか。

(答)

私立保育所が特例施設型給付費の支弁を受けた場合は、経理等通知の 6 により当該特例施設型給付費及び保護者から徴収する利用者負担と合わせて経理等通知の適用を受けることになるが、処遇改善等加算は利用者負担に含まれていないことから、1(4)及び(5)における「改善基礎分相当額」については、委託費と特例施設型給付費との差違はない。

また、特例施設型給付費の場合の 1(5)の「委託費の 3ヶ月分に相当する額」は、当該年度の 4 月から 3 月までの 12 か月の市町村の特例施設型給付費の支弁額及び当該特例施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担の額の合計の 4 分の 1 の額となる。

(問 23) 経理等通知の別表 2 及び別表 5 に関して、保育所等の建物の整備等に要する経費や賃借料、また、保育所等の土地の取得（別表 5 に限る。）や賃借料に充てられることとされているが、職員用の宿舎や駐車場の整備等に充てることはできるか。

(答)

職員用の宿舎や駐車場等に係る経費は、基本的には法人や職員からの賃借料等により賄われるものであるが、地域の雇用情勢や、地域の交通事情等により、保育士の確保に支障が生じる等の事情がある場合には、これらの整備等に充てて差し支えない。

こ成保第472号  
令和7年8月15日

各 都道府県 子ども・子育て支援制度担当部（局）長 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長  
(公印省略)

令和7年度における私立保育所の運営に要する費用について

標記については、市町村からの委託費として運営に要する費用が支給されることとされており、その性格上、一定の使途範囲が定められている。その適切な運用のため、令和7年度における公定価格の基本分単価等の内訳について下記のとおり通知する。

記

公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費（人件費、管理費） + 事業費

1 事業費関係

一般生活費

- ・3歳未満児 児童1人月額 11,492円
- ・3歳以上児 " 1,986円

2 管理費関係

基本分単価に含まれている管理費

別紙「基本分単価に含まれている管理費」のとおり

### 3 人件費関係

#### 令和7年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職種	格付	本俸基準額	特殊業務手当基準額
所長	(福)2-29	282,900円	—
主任保育士	(福)2-13	274,584円	9,300円
保育士	(福)1-29	242,148円	7,800円
調理員等	(行二)1-21	216,600円	—

職種	人件費(年額)				
	20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域
所長	614万円	594万円	589万円	573万円	563万円
主任保育士	598万円	579万円	574万円	559万円	549万円
保育士	521万円	504万円	499万円	486万円	478万円
調理員等	452万円	437万円	434万円	423万円	415万円

職種	人件費(年額)			
	6/100地域	3/100地域	その他地域	全国平均
所長	542万円	527万円	511万円	548万円
主任保育士	529万円	514万円	499万円	535万円
保育士	461万円	448万円	435万円	466万円
調理員等	400万円	389万円	378万円	405万円

(注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けやそれに基づいて算出した人件費(年額)を参考として示したものであり、次の事項について留意する必要がある。

- ・職員の人数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、例えば、委託費で算定されている職員数(配置基準)を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員1人当たりの給与水準となることも考えられるなど、本通知で示す人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。
- ・本通知で示す1人当たりの人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。

- 2 この表における「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
- 3 主任保育士・保育士にあっては、当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額を加えている。

- 4 この表における「人件費(年額)」とは、賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額である。

事業費や管理費は全国一律である一方、「人件費(年額)」については、地域手当が地域区分ごとに異なることから地域区分別に算出している。また、「全国平均」は、加重平均により算出した地域手当の全国平均値を用いて算出した額である。

なお、「人件費(年額)」には、処遇改善等加算区分1、処遇改善等加算区分2及び処遇改善等加算区分3は含まない。

#### 4 夜間保育加算

夜間保育加算における単価表（月額：児童1人当たり）（単位：円）

定員区分	年齢区分	事業費	管理費
20人まで	3歳未満児	5,633	154
	3歳以上児	7,511	
21人～25人まで	3歳未満児	5,633	124
	3歳以上児	7,511	
26人～30人まで	3歳未満児	5,633	103
	3歳以上児	7,511	
31人～35人まで	3歳未満児	5,633	88
	3歳以上児	7,511	
36人～40人まで	3歳未満児	5,633	77
	3歳以上児	7,511	
41人～45人まで	3歳未満児	5,633	69
	3歳以上児	7,511	
46人～50人まで	3歳未満児	5,633	62
	3歳以上児	7,511	
51人～55人まで	3歳未満児	5,633	56
	3歳以上児	7,511	
56人～60人まで	3歳未満児	5,633	51
	3歳以上児	7,511	
61人～70人まで	3歳未満児	5,633	44
	3歳以上児	7,511	
71人～80人まで	3歳未満児	5,633	39
	3歳以上児	7,511	
81人～90人まで	3歳未満児	5,633	34
	3歳以上児	7,511	

（注）夜間保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

## 5 休日保育加算

休日保育加算における単価表（月額） (単位：円)

休日保育の年間延べ利用数	事業費	管理費
～210 人	60,000	3,138
211 人～279 人	62,431	3,392
280 人～349 人	67,292	3,901
350 人～419 人	72,153	4,410
420 人～489 人	77,014	4,918
490 人～559 人	81,875	5,427
560 人～629 人	86,736	5,935
630 人～699 人	91,597	6,444
700 人～769 人	96,458	6,952
770 人～839 人	101,319	7,461
840 人～909 人	106,181	7,969
910 人～979 人	111,042	8,478
980 人～1,049 人	115,903	8,986
1,050 人～(1,119 人)	120,764	9,495

(注) 休日保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

## 6 処遇改善等加算（区分1）

加算率の区分	職員 1 人当たりの平均経験年数	内訳	
		人件費	管理費
12%加算分	10 年以上	10%	2 %
11%加算分	9 年以上 10 年未満	9 %	2 %
10%加算分	8 年以上 9 年未満	8 %	2 %
9 %加算分	7 年以上 8 年未満	7 %	2 %
8 %加算分	6 年以上 7 年未満	6 %	2 %
7 %加算分	5 年以上 6 年未満	5 %	2 %
6 %加算分	4 年以上 5 年未満	4 %	2 %
5 %加算分	3 年以上 4 年未満	3 %	2 %
4 %加算分	2 年以上 3 年未満	2 %	2 %
3 %加算分	1 年以上 2 年未満	1 %	2 %
2 %加算分	1 年未満	0 %	2 %

## 7 その他加算について

### ① 人件費関係

処遇改善等加算（区分2及び区分3）、1歳児配置改善加算、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算、栄養管理加算（単価A又はBの区分）

### ② 管理費関係

減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算、栄養管理加算（単価Cの区分）

※ 調整部分（分園の場合、施設長を設置していない場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。

## 別 紙

## 基本分単価に含まれている管理費

(単位:円)

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
20人 まで	保育標準時間	乳 呪	17,641
		1, 2歳児	12,043
		3歳児	8,124
		4歳以上児	7,564
	保育短時間	乳 呪	15,961
		1, 2歳児	10,363
		3歳児	6,444
		4歳以上児	5,884
21人 から 25人 まで	保育標準時間	乳 呪	16,383
		1, 2歳児	10,785
		3歳児	6,866
		4歳以上児	6,306
	保育短時間	乳 呪	15,040
		1, 2歳児	9,442
		3歳児	5,523
		4歳以上児	4,963
26人 から 30人 まで	保育標準時間	乳 呪	15,556
		1, 2歳児	9,958
		3歳児	6,039
		4歳以上児	5,479
	保育短時間	乳 呪	14,437
		1, 2歳児	8,839
		3歳児	4,920
		4歳以上児	4,360
31人 から 35人 まで	保育標準時間	乳 呪	15,035
		1, 2歳児	9,437
		3歳児	5,518
		4歳以上児	4,958
	保育短時間	乳 呪	14,075
		1, 2歳児	8,477
		3歳児	4,558
		4歳以上児	3,998
36人 から 40人 まで	保育標準時間	乳 呪	14,644
		1, 2歳児	9,046
		3歳児	5,127
		4歳以上児	4,567
	保育短時間	乳 呪	13,804
		1, 2歳児	8,206
		3歳児	4,287
		4歳以上児	3,727

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
41人 から 45人 まで	保育標準時間	乳児	14,941
		1, 2歳児	9,343
		3歳児	5,424
		4歳以上児	4,864
	保育短時間	乳児	14,195
		1, 2歳児	8,597
		3歳児	4,678
		4歳以上児	4,118
46人 から 50人 まで	保育標準時間	乳児	14,524
		1, 2歳児	8,926
		3歳児	5,007
		4歳以上児	4,447
	保育短時間	乳児	13,852
		1, 2歳児	8,254
		3歳児	4,335
		4歳以上児	3,775
51人 から 55人 まで	保育標準時間	乳児	14,133
		1, 2歳児	8,535
		3歳児	4,616
		4歳以上児	4,056
	保育短時間	乳児	13,523
		1, 2歳児	7,925
		3歳児	4,006
		4歳以上児	3,446
56人 から 60人 まで	保育標準時間	乳児	13,905
		1, 2歳児	8,307
		3歳児	4,388
		4歳以上児	3,828
	保育短時間	乳児	13,345
		1, 2歳児	7,747
		3歳児	3,828
		4歳以上児	3,268
61人 から 70人 まで	保育標準時間	乳児	13,541
		1, 2歳児	7,943
		3歳児	4,024
		4歳以上児	3,464
	保育短時間	乳児	13,061
		1, 2歳児	7,463
		3歳児	3,544
		4歳以上児	2,984

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
71人 から 80人 まで	保育標準時間	乳児	13,272
		1, 2歳児	7,674
		3歳児	3,755
		4歳以上児	3,195
	保育短時間	乳児	12,852
		1, 2歳児	7,254
		3歳児	3,335
		4歳以上児	2,775
81人 から 90人 まで	保育標準時間	乳児	13,058
		1, 2歳児	7,460
		3歳児	3,541
		4歳以上児	2,981
	保育短時間	乳児	12,685
		1, 2歳児	7,087
		3歳児	3,168
		4歳以上児	2,608
91人 から 100人 まで	保育標準時間	乳児	12,552
		1, 2歳児	6,954
		3歳児	3,035
		4歳以上児	2,475
	保育短時間	乳児	12,216
		1, 2歳児	6,618
		3歳児	2,699
		4歳以上児	2,139
101人 から 110人 まで	保育標準時間	乳児	12,446
		1, 2歳児	6,848
		3歳児	2,929
		4歳以上児	2,369
	保育短時間	乳児	12,141
		1, 2歳児	6,543
		3歳児	2,624
		4歳以上児	2,064
111人 から 120人 まで	保育標準時間	乳児	12,355
		1, 2歳児	6,757
		3歳児	2,838
		4歳以上児	2,278
	保育短時間	乳児	12,075
		1, 2歳児	6,477
		3歳児	2,558
		4歳以上児	1,998

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
121人 から 130人 まで	保育標準時間	乳児	12,278
		1, 2歳児	6,680
		3歳児	2,761
		4歳以上児	2,201
	保育短時間	乳児	12,020
		1, 2歳児	6,422
		3歳児	2,503
		4歳以上児	1,943
131人 から 140人 まで	保育標準時間	乳児	12,214
		1, 2歳児	6,616
		3歳児	2,697
		4歳以上児	2,137
	保育短時間	乳児	11,974
		1, 2歳児	6,376
		3歳児	2,457
		4歳以上児	1,897
141人 から 150人 まで	保育標準時間	乳児	12,164
		1, 2歳児	6,566
		3歳児	2,647
		4歳以上児	2,087
	保育短時間	乳児	11,940
		1, 2歳児	6,342
		3歳児	2,423
		4歳以上児	1,863
151人 から 160人 まで	保育標準時間	乳児	12,113
		1, 2歳児	6,515
		3歳児	2,596
		4歳以上児	2,036
	保育短時間	乳児	11,904
		1, 2歳児	6,306
		3歳児	2,387
		4歳以上児	1,827
161人 から 170人 まで	保育標準時間	乳児	12,071
		1, 2歳児	6,473
		3歳児	2,554
		4歳以上児	1,994
	保育短時間	乳児	11,873
		1, 2歳児	6,275
		3歳児	2,356
		4歳以上児	1,796

定員区分	保育必要量区分	年齢区分	管理費
171人 以上	保育標準時間	乳児	12,036
		1, 2歳児	6,438
		3歳児	2,519
		4歳以上児	1,959
	保育短時間	乳児	11,849
		1, 2歳児	6,251
		3歳児	2,332
		4歳以上児	1,772